

「福島県情報セキュリティポリシー」の一部改正について

改正の理由

近年、サイバー攻撃が急速に高度化・巧妙化していることを背景に、総務省において「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改正されたことを踏まえ、準拠する形で「福島県情報セキュリティポリシー」を改正し、本県の情報資産に係るセキュリティ対策の強化を図る。

改正の概要

1.基本方針について

令和8年4月1日施行の改正地方自治法により、自治体におけるサイバーセキュリティ対策の強化が求められたことから、サイバーセキュリティ確保に関する方針の策定及び必要な取組を実施する義務がある旨を明記する。

2.情報資産の取り扱い(送信・運搬)について

情報漏えいリスクの低減を図るため、外部記録媒体(USB等)または外部情報システム(業務システム等)を利用し、機密性レベル2以上の情報資産を送信または運搬した場合は、利用終了後、速やかに当該情報を削除または消去することとする。

3.ネットワーク分離・外部サービス管理 (LGWAN関連) について

LGWAN環境において外部からデータを受け入れる場合は、ウイルス等の危険因子を除いてから受け入れることを明示するとともに、利用する外部サービスはISMAP (国の安全性評価制度) に準拠した安全性が担保されたものとする。

また、Web会議でファイルを共有する際は、安全性が確認された場合に限り許可するなど要件を明確化する。

4.機器調達・クラウド・業務委託について

機器の調達やシステムの導入、クラウドサービスの利用、業務の外部委託等を行う場合は、関連企業も含めたサービス提供主体の安全性に問題がないことを確認するとともに、システム入替や契約終了時には、保存されていたデータを確実に抹消することを義務化する。

さらに、クラウドサービスの利用に当たっては、サービス提供事業者のデータ利用範囲やデータ削除方法を明確にしてから利用することを要件とする。

改正の流れ

デジタル社会形成
推進本部会議



県ホームページ
掲載